

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害児福祉手当, 特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は, 障害児福祉手当, 特別障害者手当等の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し, 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し, このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当, 特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	【概要】 精神又は身体に著しく重度の障害を有する在宅の重度障害者(20歳以上)に対して, 著しく重度の障害によって生ずる特別の負担の軽減を図る一助として, 特別障害者手当を支給する。20歳未満の者に対しては, 障害児福祉手当を支給する。 【具体的な内容】 ・特別障害者手当等の認定 ・特別障害者手当等の支給 ・特別障害者手当等の所得状況届の内容確認, 審査
③システムの名称	受給者台帳, 中間サーバー, 統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条1項 別表67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第2条 表 ・特定個人情報の照会 92の項, 93の項, 119の項 ・特定個人情報の提供 29の項, 42の項, 80の項, 125の項, 146の項, 158の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
鹿児島地域振興局, 北薩地域振興局, 姶良・伊佐地域振興局, 大隅地域振興局, 熊毛支庁, 大島支庁, 大島支庁瀬戸内事務所, 大島支庁喜界事務所, 大島支庁徳之島事務所, 大島支庁沖永良部事務所	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分にしている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法9条1項 別表第一47の項	番号法9条1項 別表第一47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条 別表第二67の項, 85の項	番号法第19条 別表第二 ・特定個人情報の照会 67の項, 68の項, 85の項 ・特定個人情報の提供 19の項, 26の項, 56の項の2, 87の項, 110の項, 120の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健福祉部障害福祉課	くらし保健福祉部障害福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	II しきい値判断 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	II しきい値判断 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2746	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2746	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	II しきい値判断 1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	II しきい値判断 2. 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 時点計数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II しきい値判断項目 時点計数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	II しきい値判断項目 時点計数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II しきい値判断項目 時点計数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条1項 別表第一47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法9条1項 別表67の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 ・特定個人情報の照会 67の項, 68の項, 85の項 ・特定個人情報の提供 19の項, 26の項, 56の項の2, 87の項, 110の項, 120の項	番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第2条 表 ・特定個人情報の照会 92の項, 93の項, 119の項 ・特定個人情報の提供 29の項, 42の項, 80の項, 125の項, 146の項, 158の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II しきい値判断項目 時点計数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)